

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

令和4年度男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会



女性に対する暴力の根絶 に向けた取組について

令和5年3月9日

内閣府男女共同参画局

本日の流れ

- 1 DV対策における取組
- 2 性犯罪・性暴力対策における取組
- 3 広報・啓発に関する取組

1 DV対策における取組

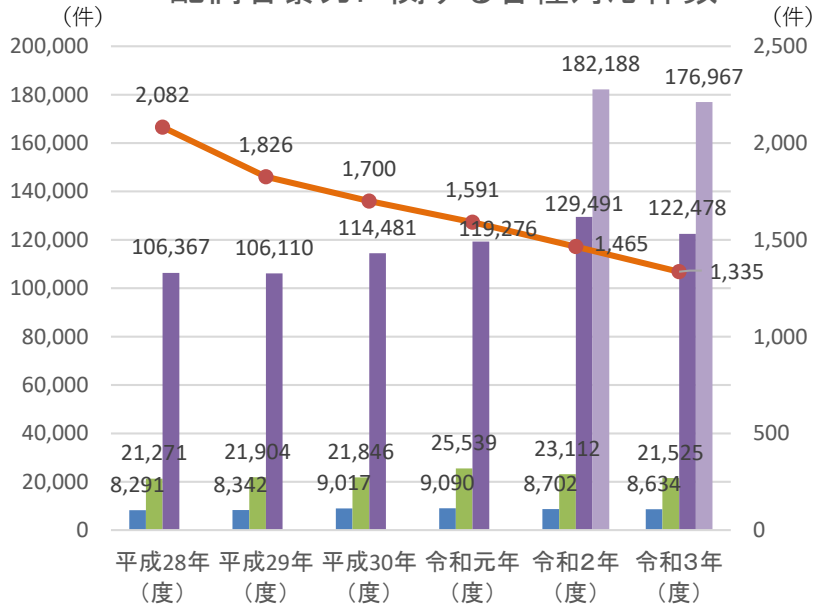
2 性犯罪・性暴力対策に関する取組

3 広報・啓発に関する取組

配偶者暴力に関する各種対応の状況

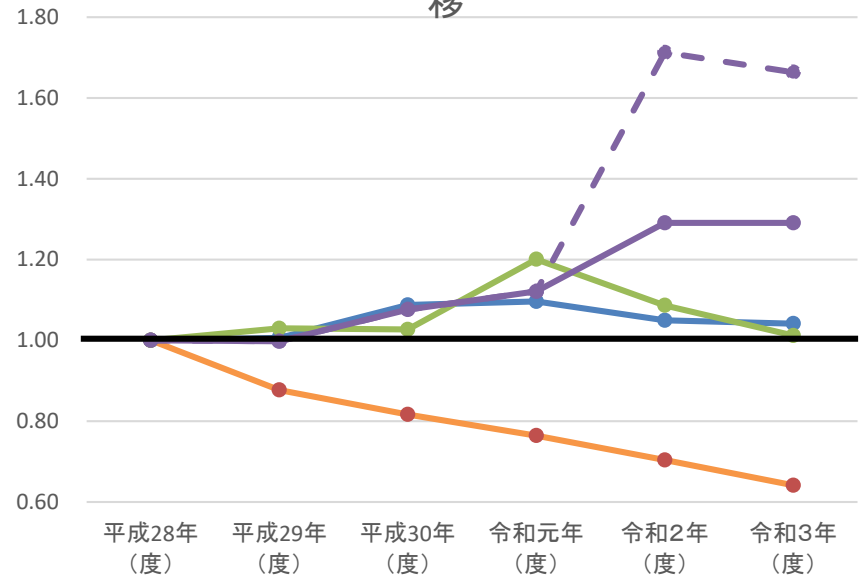
- ✓ 配偶者暴力に関する各種対応件数をみると、**配偶者からの暴力事案等の検挙件数や警察本部長等の援助については微増傾向であり、DV相談件数は令和2年度に過去最多。**
- ✓ 一方、**保護命令認容件数は、この6年間一貫して減少している。**

配偶者暴力に関する各種対応件数



- 配偶者からの暴力事案等に関する刑法犯・特別法犯の検挙件数(左軸)
- 警察本部長等の援助(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(左軸)
- 配偶者暴力相談支援センター等における相談件数(含むDV相談プラス)(左軸)

平成28年(度)=1とした場合の件数の推移



- 保護命令認容件数
- 配偶者からの暴力事案等に関する刑法犯・特別法犯の検挙件数
- 警察本部長等の援助
- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

※点線は、DV相談プラスを含んだ場合

注：上記グラフのうち、配偶者暴力相談支援センター等における相談件数は年度であり、それ以外は年の集計である。

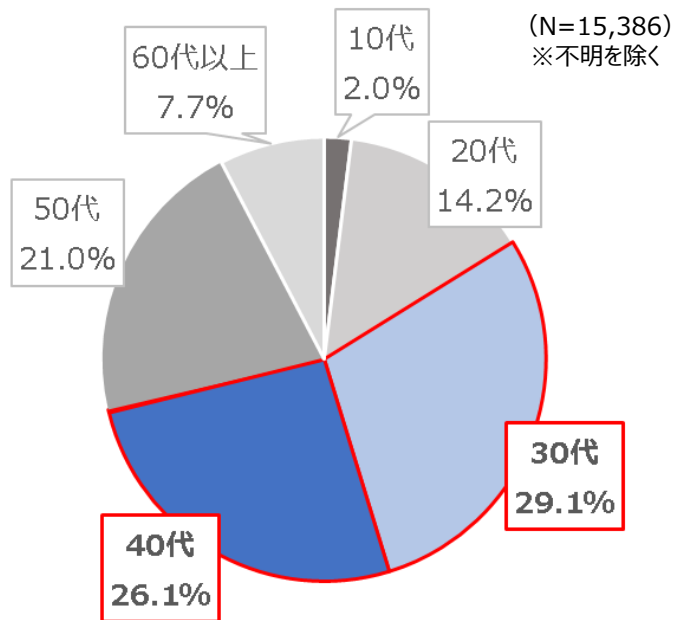
出典：最高裁判所提出資料、内閣府男女共同参画局調べ、「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和4年3月3日警察庁）を元に内閣府作成

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者は、30代・40代が半数以上(55.2%)を占める。
- ✓ 相談内容の約6割(63.6%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

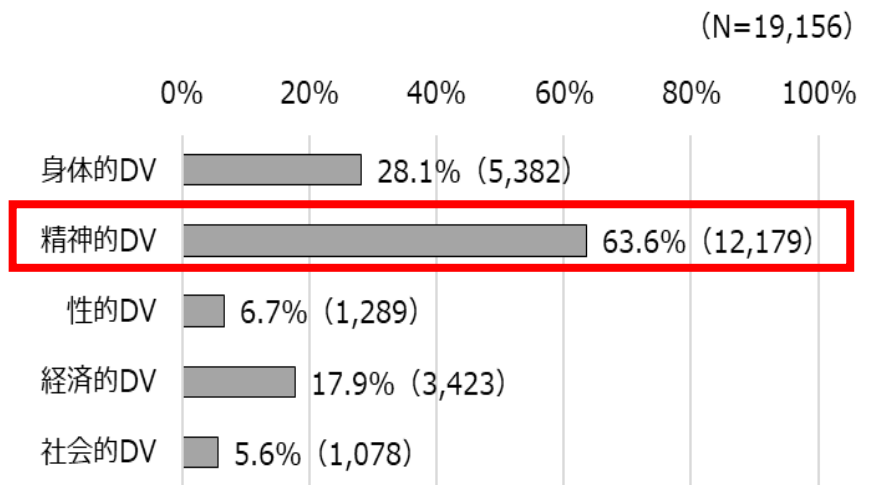
相談者の年齢

30代・40代で全体の約5割を占める。



相談内容 (複数回答)

相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の 一部を改正する法律案（概要）

令和6年4月1日施行（一部の規定を除く）

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの
身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
- ◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）
- ② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長 [10条1項~4項]
注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設 [17条3項~7項]
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時~午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加 [10条2項]
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注1を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令注2を創設
注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等
注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を書する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等 [10条3項]
- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設 [10条の2]
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化
1年以下の懲役/100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役/200万円以下の罰金 [29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

- 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、
- (1) 被害者の自立支援のための施策注、
 - (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- 注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応 [2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

- 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設 [5条の2~5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

配偶者からの暴力の被害者に係る生活再建支援の強化について（概要）

令和4年12月26日
DV対策抜本強化局長級会議

○配偶者からの暴力の被害者の生活再建の支援を強化するため、8項目32件にわたる取組を行うこととし、本取りまとめを受け、令和4年度内に、見直し等に関する各制度所管府省からの通知等に加え、内閣府男女共同参画局から全体の概要を整理し、各地方公共団体の配偶者暴力対策所管部局に向けて一括して通知を行う。

（1）経済的支援

被害者が新たな生活を始めるにあたり、当面必要となる生活資金の確保を支援するため、以下の取組を進める。

- ・被害者が利用できる経済的支援について、一覧表に整理し、配偶者暴力相談支援センター等への周知を図る。
- ・被害者に対し生活保護を適用するに当たり、扶養能力調査の在り方、実施責任及び世帯の認定等に関し、留意すべき事項を改めて整理し、再度周知を行う。
- ・児童扶養手当の遺棄の認定事務においては、被害者である場合でも、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めている旨について、周知を行う。

（2）就業

被害者の抱える困難を踏まえ、被害者一人一人の状況に応じた被害者に対する就業支援を促進するため、以下の取組を進める。

- ・配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合について、雇用保険制度上の特定理由離職者として取り扱う方向で整理し、通知を発出する。
- ・被害者について、その配偶者から1年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨について、周知を行う。
- ・配偶者等から経済的援助を受けていない場合は、世帯収入要件の「同居の又は生計を一にする別居」に含まれない旨を明記した「訓練受講のしおり」を積極的に活用し、求職者支援制度の周知を継続的に行う。
- ・プライバシーの保護等に留意しつつ、被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介、都道府県をまたぐ広域職業紹介、きめ細かな職業相談等の具体的な取組内容を整理し、通知を発出する。
- ・求職者（被害者）のニーズを的確に把握し、労働市場の状況や求められる人材・スキル等を踏まえた適切な職業訓練のあっせんを行い、訓練受講前の段階から就職まで、一貫した支援を引き続き行う。
- ・子育て中の女性などが職業訓練を受講しやすいように、託児サービス付きの訓練コースの設定を推進する。

（3）社会保険（雇用保険を除く）

被害者が安心して社会保険制度を利用できるようにするため、以下の取組を進める。

- ・医療保険関係事務及び年金関係事務における被害者の保護に関する証明書に関し、行政機関又は関係機関と連携して配偶者暴力の被害者支援を行っている民間支援団体による確認書の取扱いについて、どの範囲までを対象とすることが適当か検討し、必要な取扱いを示す。
- ・秘密保持を図っていること、被害者の離脱手続について被害者に配慮した取扱いをしていることについて、周知を行う。
- ・被害者が被扶養者等から外れるまでの間は保険診療による受診が可能であることを周知するとともに、被保険者宛の医療費通知の記載事項等について、保険者において適切な対応が図られるよう、必要な取組を実施する。
- ・国民年金保険料の特例免除の取扱いについて、被害者に有効に伝わるよう、周知を行う。
- ・被保険者による届出の提出を待たずに被害者を被扶養者等から外すことができる「一定期間」の考え方や、被害者が被扶養者等から外れる場合における被保険への通知の取扱いについて検討し、周知を行う。

(4) 住宅

被害者が自立して生活するための基盤である被害者の居住の安定を図るため、以下の取組を進める。

- ・公営住宅における被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るよう、制度を周知するとともに、被害者等の入居を拒まないセーフティネット登録住宅制度を推進する。
- ・公営住宅等への入居に関し、地方公共団体における配偶者暴力相談支援センター等との連携事例を調査・整理し、周知を行う。また、地方公共団体における公営住宅の空き室等の問合せ窓口及びセーフティネット登録住宅の情報提供システムについて、周知を行う。

(5) 子育て

被害者の自立支援を図る中で子育ての負担を軽減するため、以下の取組を進める。

- ・保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について、制度の周知を行う。
- ・「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を踏まえた取組が行われるよう周知を図った上で、引き続き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実の支援を含めた学校における相談体制の強化を図る。
- ・自治体における親子交流の実施に必要な費用を補助する。

(6) 母子生活支援・女性相談支援センター・女性自立支援施設

被害者への相談支援や保護、自立支援を担う母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等に関し、以下の取組を進める。

- ・母子生活支援施設の入所に関する手続に関し、円滑な利用を可能にするよう、また、申し込みに必要な書類を児童福祉法及び同法施行規則を踏まえて必要最小限なものとなるよう、自治体や施設の運用実態を把握の上、通知を発出する。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が円滑に施行されるよう、ガイドライン等を策定する。
- ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に対し、医師及び心理療法担当職員の配置等に必要な費用を補助することで、困難な問題を抱える女性に対する医学的又は心理学的な援助の促進を図る。

(7) 住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書

被害者が行政手続を円滑に行う観点から、以下の取組を進める。

- ・マイナンバーカードの住所地市区町村以外の市区町村（居所地）を通じた申請・交付手続について、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等に基づき実施するとともに、コンビニ交付等における証明書交付サービスについて、引き続き、さらなる普及に取り組む。
- ・住民票の写しの請求者の住所以外の場所への送付について、請求者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付する。
- ・運用において、委任状の活用により配偶者暴力相談支援センターの職員の心理的負担が解消される方法で戸籍謄本等の代理請求を行うことが可能であることについて、周知を行う。

(8) 支援体制の強化

被害者の支援体制の強化を図るため、以下の取組を進める。

- ・DV相談プラスにおいて、令和4年度内に、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談員等を対象に経験豊富な相談員が助言・情報提供等を行う「ヘルプデスク」（仮称）を試行実施し、当該機能の今後の運用の在り方を検討する。
- ・「DV被害者の非対面交渉等の推進モデル事業」（仮称）を実施し、その課題等を整理し、効果を検証する。
- ・法テラスにおいて、日本弁護士連合会・各弁護士会と協議し、DV等被害者法律相談援助の実施状況を踏まえた協力依頼等を行うなど、DV等被害者支援の経験や理解のある弁護士を確保する。
- ・内閣府・法務省・法テラスにおいて、日本弁護士連合会と連携し、各地域の配偶者暴力相談支援センター・法テラス地方事務所・弁護士会の間における、相談希望者を弁護士につなぐための情報共有や連携の在り方について、通知を発出する。

（1）交際相手からの暴力の状況

- ・「交際相手がいた（いる）」という人について、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことが「あった」者は12.6%で、女性が16.7%、男性が8.1%であった。
- ・また、性・年齢階級別にみると、女性では20～29歳から30～39歳で25%以上、男性では30～39歳で15%以上と被害経験が多くなっている。（「男女間における暴力に関する調査報告書（令和3年3月内閣府男女共同参画局）」）

（2）非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）への対応の考え方

- ・非同棲交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）は、**重大な人権侵害であり、許されない行為**である。また、暴行、傷害、監禁、強要等の**犯罪**に該当し得るほか、**ストーカー事案**として相談支援の対象となり得る。このことを明らかにし周知啓発等を図るなど、デートDVの防止及び被害者の保護を図っていく。
- ・予防や一時保護、緊急避難などについて必要な施策の整理を行い、これを踏まえ、「**ストーカー被害者支援マニュアル**」（平成29年12月内閣府男女共同参画局）の改訂を行う。（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」）

（3）デートDVにも対応した「ストーカー被害者支援マニュアル」の改訂

- ・地方公共団体におけるデートDVの被害者支援の充実を図るため、支援団体へのヒアリングを踏まえ、**①デートDVの相談事例、②聞き取りのポイント、③支援内容（予防、安全確保、生活面における支援、治療・心理的サポート、加害者対応・再被害の防止）、④留意点などを整理して新たに記載。**
- ・併せて、ストーカー規制法改正や各種支援措置などの記載について充実。
- ・**令和4年度内に、地方公共団体等に配布**し、相談支援などにおける対応の活用を図る。

（参考）「ストーカー被害者支援マニュアル」の構成

- | | |
|--------------------------|---|
| I. ストーカーとは | II. 「ストーカー規制法」について |
| III. 支援における基本的な留意事項 | IV. 被害の予防・拡大防止のために被害者等に伝えること |
| V. 支援の主な流れ | VI. 加害者からの問合せへの対応 |
| VII. 被害者支援における組織的対応・機関連携 | VIII. 相談対応事例（ デートDVの相談事例4件を新たに記載 ） |

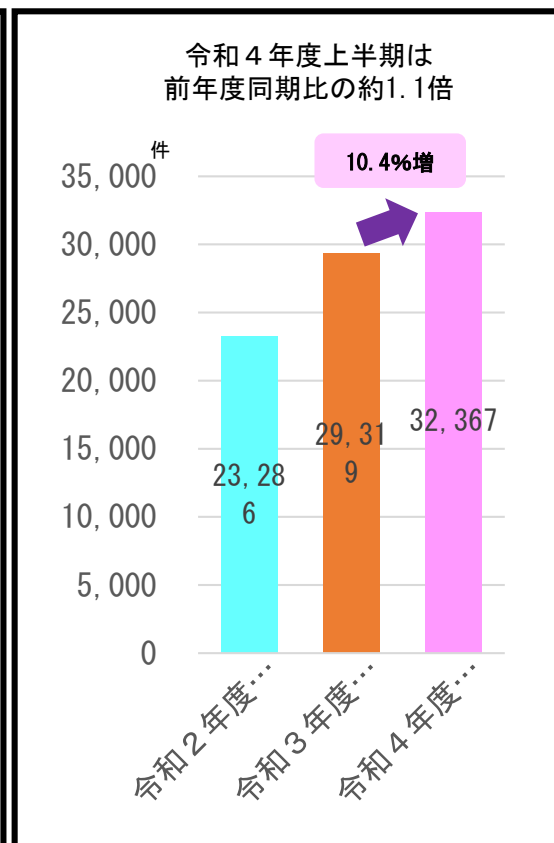
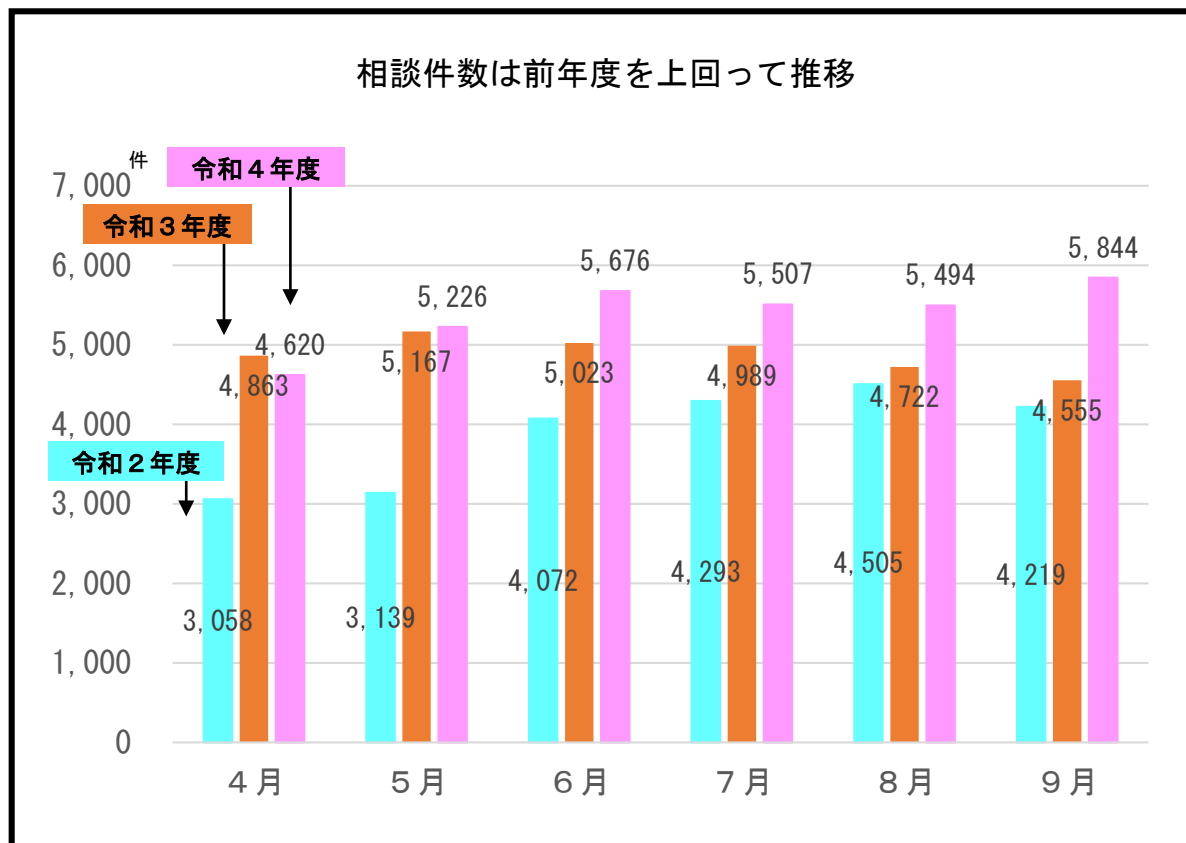
※同マニュアルは、ストーカー被害者への円滑な支援業務を図る観点から、取扱いには厳重な注意を要することに留意し、被害者の安全の確保のためだけに活用する必要がある。

1 DV対策における取組

2 性犯罪・性暴力対策に関する取組

3 広報・啓発に関する取組

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移 (令和4年度上半期)



注：相談件数は、電話・面接・メール・SNS等による相談（延べ件数）の合計

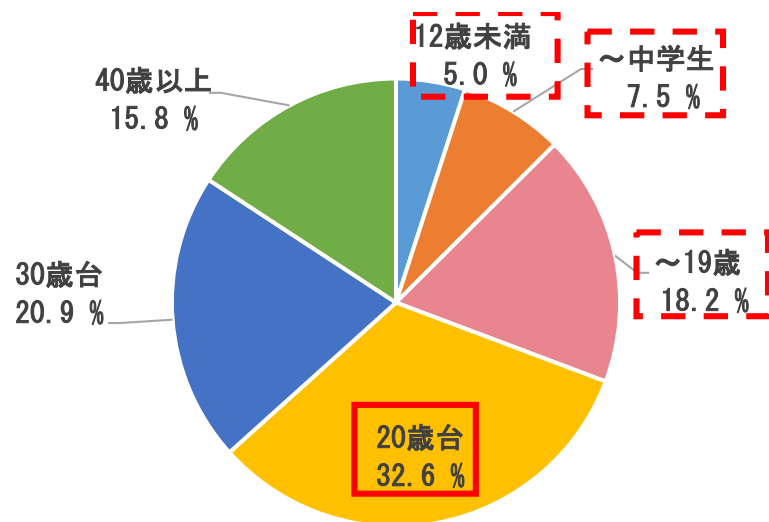
この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和4年4月1日～令和4年9月30日)の全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数等を令和4年11月7日時点できりまとめ、集計した結果である。

性犯罪・性暴力被害の相談者の年齢

被害者の年齢

電話相談、面談とも、20代以下が約7割

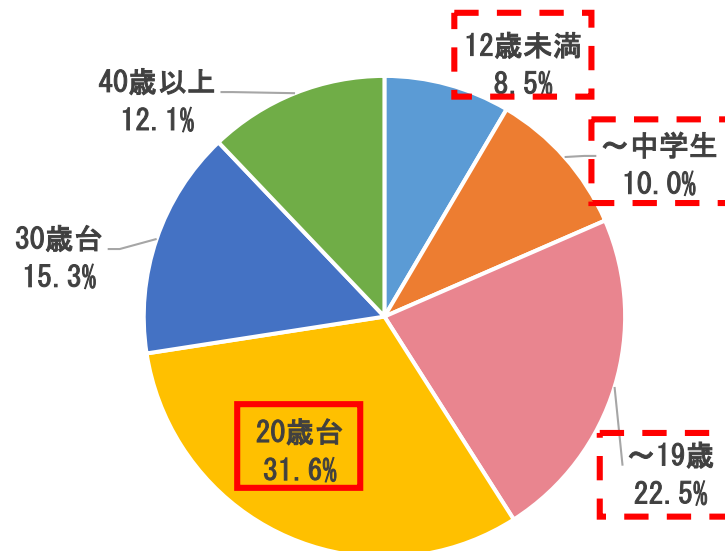
<電話相談>



N=1,907

■ 12歳未満 ■ ~中学生 ■ ~19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

<面談>



N=719

■ 12歳未満 ■ ~中学生 ■ ~19歳 ■ 20歳台 ■ 30歳台 ■ 40歳以上

※年代が不明の相談者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

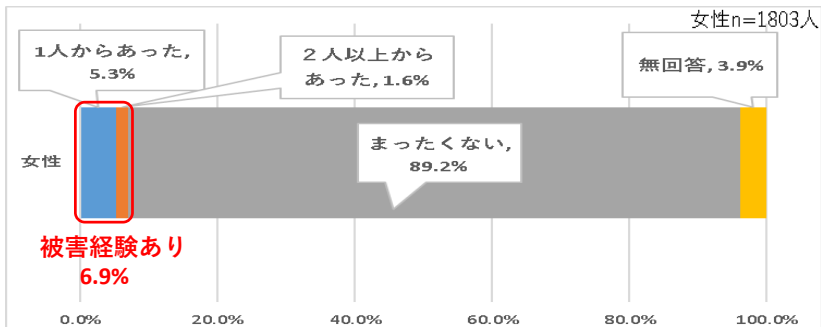
- ・電話相談では、20歳台が32.6%、面談でも、20歳台が31.6%と最も多い。
- ・面談では、4割以上を10代以下の被害者が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書
(令和2年3月 内閣府男女共同参画局)

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

① 無理やりに性交等をされた被害経験

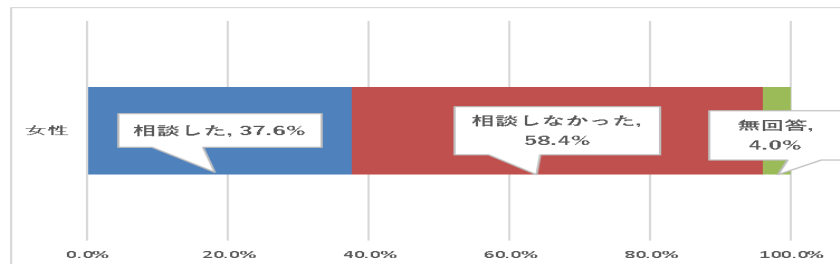
- 女性約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。

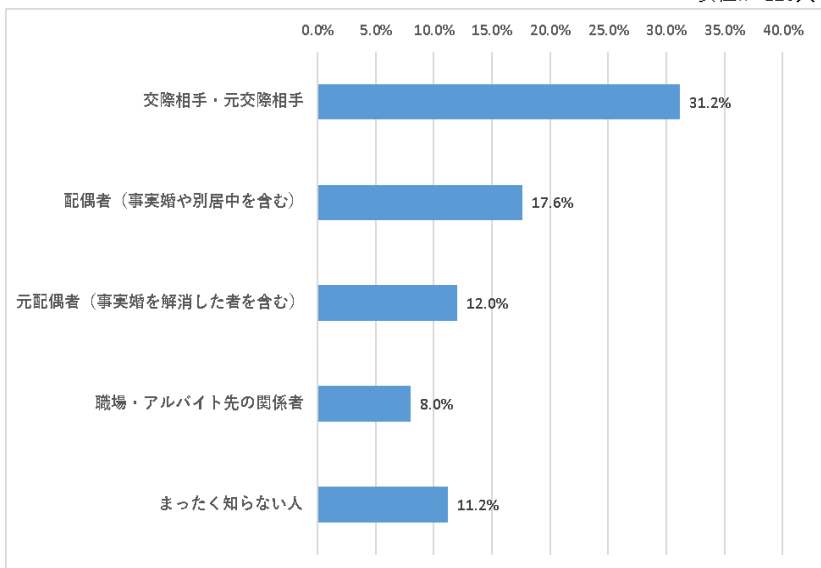
女性n=125人



② 加害者との関係（複数回答）

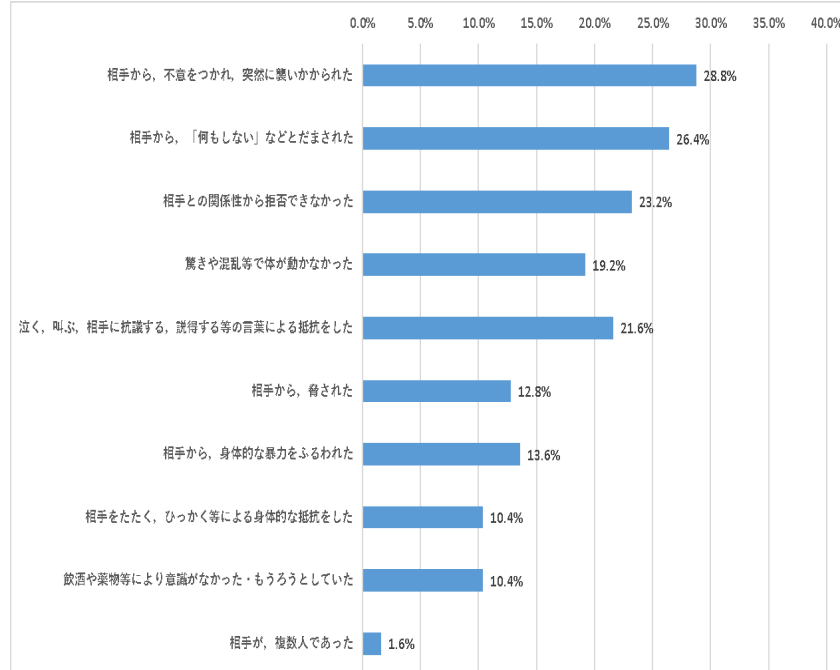
- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

女性n=125人



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性n=125人



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(4センター)
- ・相談センター中心連携型(36センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和4年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・58,771件(令和3年度)

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和5年度概算決定額 4.8億円】
（令和4年度予算額 4.5億円）

目的

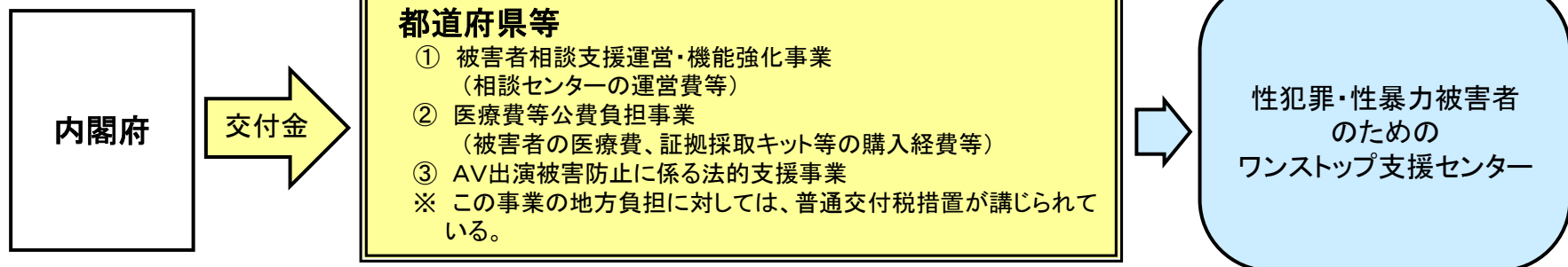
○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

※詳細は交付要綱等において定める。

- ◆ 交付先：都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
（人件費（支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等）、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費（SNS対応、外国語・手話対応等）、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等）
 - ②被害者の医療費等
（緊急避妊措置、検査費用（妊娠検査、性感染症検査、薬物検査）、カウンセリング費用
他県居住者の被害の支援に係る経費（急性期）、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等）
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率：対象経費の1/2（「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額）
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

予算スキーム



性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

A V出演被害防止・救済法



そのAV出演契約、やめることができます。
出演契約を無力化するルールが新しくできました。
(個人などが作る場合も対象です。)

〈法律のポイント〉

- ・ 契約締結時には、契約書等を交付し、契約内容について説明する義務があります。
- ・ 契約してから1か月は撮影してはいけないこと、撮影時には出演者の安全を確保すること、撮影や嫌な行為は断ることができること、公表前に事前に撮影された映像を確認できること、すべての撮影終了後から4か月は公表してはいけないことを義務付けています。
- ・ 撮影時に同意していても、公表から1年間(法の施行後2年間は「2年間」)は、性別・年齢を問わず、無条件に契約を解除できます。
- ・ 契約がないのに公表されている場合や、契約の取消・解除をした場合は、販売や配信の停止などを請求することができます。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行います。

- 1 DV対策における取組
- 2 性犯罪・性暴力対策に関する取組
- 3 広報・啓発に関する取組

令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

今年のテーマは「性暴力を、なくそう」。

○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<パープルリボンバッジ>



<啓発カード>



<啓発シール>



<リーフレット>



<ポスター>

○ 大臣メッセージ動画の発信

○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリー、迎賓館赤坂離宮などのランドマーク等を女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを全都道府県380か所以上で実施。

○ 企業との連携

賛同企業による、パープルライトアップやSNS等での広報・啓発、役員等のパープルリボンバッジ着用を依頼。



<令和4年度ライトアップ写真>

● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年4月

【目的】

AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) SNS等を活用した広報

若年層の性暴力
被害予防月間
ホームページ



https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

 **御清聴ありがとうございました。**